

山口県公共交通燃料価格高騰対策支援補助金（タクシー関係）事業実施要領

一般社団法人 山口県タクシー協会

（趣旨）

第1条 この実施要領は、山口県公共交通燃料価格高騰対策支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び山口県公共交通燃料価格高騰対策支援補助金（バス・タクシー関係）実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、タクシーにおける山口県公共交通燃料価格高騰対策支援補助金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体及び補助対象者）

第2条 補助金事業の実施主体は、一般社団法人山口県タクシー協会（以下「協会」という。）とし、補助対象者は、山口県内に営業所を有するタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業）とする。

（補助金事業の実施期間）

第3条 この補助金事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（申請書等の様式）

第4条 この要領に定める申請書類の様式は、次の各号に定める書式による。

- （1）補助額決定依頼書兼完了報告書（補助対象者→協会）様式1
- （2）補助額決定通知書（協会→補助対象者）様式2
- （3）補助額変更・取下届（補助対象者→協会）様式3
- （4）補助額変更・取下承認通知書（協会→補助対象者）様式4

（補助対象事業及び補助対象経費）

第5条 交付要綱第5条に定める補助対象事業及び実施要領第3条に定める補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、山口県内の営業所に所属するタクシー車両を運行するために要する燃料費（ガソリン、軽油、LPガス）とする。

（国庫補助事業にかかる事業者負担分への支援）

第6条 山口県公共交通燃料価格高騰対策支援補助金のうち、タクシー事業における補助金額については、国庫補助事業（燃料価格（LPガス）激変緩和対策事業）による補助金額を除いたものとする。

（補助金の限度額等）

第7条 第5条各号の補助対象経費に対する補助率及び限度額は次のとおりとする。

（補助率）経費の補助率：10／10以内

2 補助対象者ごとの補助金の上限額は、次の各号により算出した額とする。

令和 7 年度の四半期ごと（4 月第 1 週、7 月第 1 週、10 月第 1 週、令和 8 年 1 月第 1 週時点）において公表されている L P ガス価格の平均単価に基づき算出した令和 7 年度の年間平均単価により、以下のとおり見直すこととする。

ア 令和 2 年度の L P ガス価格の年間平均単価に比べ、30 %以上の価格上昇が確認された場合

令和 2 年度に支出した燃料費 $\times 3 / 10$ （千円未満切捨）

イ 令和 2 年度の L P ガス価格の年間平均単価に比べ、25 %以上 30 %未満の価格上昇が確認された場合

令和 2 年度に支出した燃料費 $\times 5 / 20$ （千円未満切捨）

ウ 令和 2 年度の L P ガス価格の年間平均単価に比べ、20 %以上 25 %未満の価格上昇が確認された場合

令和 2 年度に支出した燃料費 $\times 2 / 10$ （千円未満切捨）

エ 令和 2 年度の L P ガス価格の年間平均単価に比べ、15 %以上 20 %未満の価格上昇が確認された場合

令和 2 年度に支出した燃料費 $\times 3 / 20$ （千円未満切捨）

オ 令和 2 年度の L P ガス価格の年間平均単価に比べ、15 %未満の価格上昇が確認された場合

令和 2 年度に支出した燃料費 $\times 1 / 10$ （千円未満切捨）

（補助金の交付の申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式 1「補助額決定依頼書兼完了報告書」を次条の受付期間に協会に提出しなければならない。

（決定依頼書等の申請受付期間）

第 9 条 補助対象事業の決定依頼書兼完了報告書の受付期間は、令和 8 年 1 月 31 日までとする。

（補助金事業の決定通知）

第 10 条 協会は、提出された決定依頼書の内容を審査の上、別記様式 2「補助額決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 11 条 協会は、補助額決定通知後、補助対象者へ補助金を支払うこととする。

（補助対象事業の変更等）

第 12 条 補助対象事業は、補助額決定依頼書兼完了報告書の内容等を変更又は取下げるときは、別記様式 3「補助額変更・取下届」を、すみやかに協会に提出しなければならない。

2 協会は、提出された変更・取下届の内容を審査のうえ、別記様式 4「補助額変更・取下承認通知書」により通知するものとする。

(書類の保存)

第 13 条 第 8 条、10 条、12 条に基づき作成する書類は、令和 13 年 3 月 31 日まで保存しておかなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象とせず、又は補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金を重複して受けた場合。
- (2) 交付要綱、実施要領又はこの要領に違反した場合。
- (3) 補助金の交付の決定に付された条件に違反した場合。
- (4) 虚偽の申請又は報告を行った場合。

(補則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項については協会が別にこれを定める。

附則 この要領は、令和 5 年 6 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日に遡及して適用する。

一部改正 令和 6 年 4 月 1 日

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。